

令和元年度 定期監査結果報告

1 監査対象

- (1) 令和元年度 一般会計
- (2) 令和元年度 国民健康保険事業勘定特別会計
- (3) 令和元年度 と畜場特別会計
- (4) 令和元年度 介護保険事業勘定特別会計
- (5) 令和元年度 後期高齢者医療特別会計
- (6) 令和元年度 水道事業会計

2 監査期間

令和元年11月7日 ～ 11月14日 (6日間)

3 監査実施要領

監査の執行にあたっては、原則として町条例等に基づいて、備え付けの諸帳簿・伝票及び関係書類を検閲し、関係職員の説明を聴取しながら審査を実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められ、住民の福祉の増進に役立っているか。
- (2) 予算計上及び執行等が適正に行われているか。不経済な支出等が行われていないか。
- (3) 本町の健全な発展を図るために努力が続けられているか。
- (4) 組織運営並びに事務の合理化に努めているか。

4 監査結果

原則として、令和元年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の上半期(4月から9月)における状況について監査を行った。なお、関連する事項等があった場合は、前年度についても監査を行った。

監査の結果は総体的で言うと、各会計とも計数は誤りもなく、概ね計画的かつ効率的に執行されていると認める。

事務処理については、初歩的な確認ミス等により事業が執行されていない事案があり、関係する住民・団体等に多大な不便をかけたところである。

このことについては、課内等でのチェック体制が不十分であることから発生したものである。今後、事務処理について適正に執行されるよう体制の検証及び見直し等を行い、このような事案が発生しないよう十分留意されたい。

また、結果報告については、十分認識され、今後とも事務事業には積極的に取り組まれることを期待する。

5 監査結果概要

令和元年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の9月末現在における収支状況は次表のとおりである。関係帳簿・証拠書類等と照合の結果、何ら違算なく、計数は正確であると確認した。

令和元年度予算の収支状況（9月末現在） （単位：千円）

会 計	予算額	歳入 (収入額)	歳出 (支出額)	差 引
一般会計	6,691,072	2,961,147	2,458,154	502,993
(繰越明許費)	466,613	144,934	290,054	△ 145,120
一般会計 小計	7,157,685	3,106,081	2,748,208	357,873
国民健康保険特別会計	1,231,783	477,713	433,167	44,546
と畜場特別会計	4,084	3,653	1,870	1,783
介護保険特別会計	1,216,723	465,375	447,892	17,483
後期高齢者医療特別会計	140,374	38,166	47,986	△ 9,820
特別会計 小計	2,592,964	984,907	930,915	53,992
水道事業会計(収益的収支)	281,382	102,070	64,331	37,739
合 計	10,032,031	4,193,058	3,743,454	449,604

9月末現在における各会計の収支状況を見ると、一般会計については繰越明許費で歳入が歳出を上回っているが、これについては、歳入金が年度末の収入となる見込みである。

特別会計については、国民健康保険・と畜場・介護保険特別会計は歳入が歳出を上回っており収支状況は概ね良好である。後期高齢者医療特別会計は年度末に繰入金等の収入が見込まれている。

6 個別意見

(1) 上半期予算執行状況（4月から9月）

歳入の主な予算執行率については、町税全体で62.7%であり、町民税50.1%、固定資産税68.8%、軽自動車税92.4%、町たばこ税57.5%である。

また、地方特例交付金100.0%、繰越金100.2%、地方交付税71.7%、

地方消費税交付金63.6%の収入率となっており、歳入全体で44.3%（前年度44.1%）と微増となっている。

なお、国県支出基金・繰入金及び町債が低率であるが、建設事業に係る収入並びに財源調整が下半期となることによるものである。

歳出については、執行率（支出負担行為率）は全体で49.4%（前年度49.4%）であり、総務費56.9%、衛生費68.0%、農林水産業費55.2%、教育費58.3%と概ね順調に執行されている。

工事関係の執行率は、30.2%（前年度40.3%）で前年同期より減少している。大規模な河川工事・道路改良舗装工事、小中学校の空調設備新設工事など前年度繰越の工事、また、建設業者の倒産による工事等不履行に伴い、繰越した工事も数件あったことから、当初上半期に計画していた現年度工事については下半期に発注となったことが原因である。

工事関係については、本町の重要な産業の一つである建設業の活性化を促すうえでも、計画的かつ適切な発注に努めていただきたい。

また、備品購入（一般・学校等）状況については、執行率88.2%（前年度18.8%）となっており、前年度を大きく上回っていることから、各課等においても早期発注に努めていることが見受けられる。

今後も備品等の有効活用の観点から適正な執行に努められ、備品管理においては、システムの有効活用を行い正確な管理を望むものである。

（２）前年度滞納繰越金対策

滞納繰越額の収入状況は下表のとおりである。

項 目	滞納繰越調停額	収入済額	収入率	前年度収入率
町 民 税 （ 個 人 ）	9,489,653	1,373,829	14.5	16.2
町 民 税 （ 法 人 ）	976,900	175,000	17.9	4.7
固 定 資 産 税	33,651,603	2,838,165	8.4	8.4
軽 自 動 車 税	2,707,900	299,800	11.1	10.6
小 計	46,826,056	4,686,794	10.0	9.9
公 営 住 宅 使 用 料	24,010,605	1,673,300	6.8	6.5
公 営 住 宅 駐 車 場 使 用 料	373,140	8,800	2.4	6.5
町 有 地 貸 付 金	3,178,000	0	0.0	0.0
国 民 健 康 保 険 税	47,397,837	8,149,903	17.2	17.1
介 護 保 険 料	4,717,469	134,060	2.8	7.5
後 期 高 齢 者 医 療 費 保 険 料	275,607	164,207	59.6	17.1
上 水 道 使 用 料	19,694,673	11,250,973	57.1	37.0
合 計	146,473,387	26,068,037	17.8	14.2

昨年、一昨年と度重なる台風等の自然災害により、さとうきび及びでん粉用甘藷の基幹作物の単収低迷が継続している。このことは、農家にとって不作による所得減少、生産意欲の低下など厳しい状況となっている。また、関連する産業等にも影響しており、町全体の活性化の減退となっている。

徴収状況についても前述の影響から順調に進まないところである。関係各課においては、広報活動や夜間納税相談及び訪問徴収等により地道な努力を努めていることは理解する。

滞納繰越額収入率は17.8%（前年度14.2%）と若干上向きではあるが継続して努力が必要である。今期の基幹作物（さとうきび・でん粉用甘藷）については、現在のところ特に大きな被害もないことから収入率の向上に期待するところである。

特に町税については、税務課（管理収納係）が中心となり徴収事務及び滞納整理業務の効率化を図り、税負担の公平性の維持と町の財源確保のために収入未済額の縮小に努められたい。

また、町税以外の諸収入金（住宅使用料等）の滞納額も増加傾向にあり、収納体制を強化するとともに滞納者に対して適切な指導・措置に努め、収入率向上に取り組んでいただきたい。

今後も「滞納金徴収対策本部」を中心に、各課等連携を密にし、なお一層の改善に向けた努力を望むものである。

（3）会計事務処理等

ア 町における調達には、その財源が税金によって賄われることをものであるため、より良いもの、より安いものを調達しなければならない。地方自治法の契約方法では、競争性、透明性、経済性等を原則として掲げていることから、例外的に認められている随意契約については安易に行わないよう適正な取り扱いに努められたい。

イ 切手等金券については、受払簿に月毎の集計・検印を行い適切な管理に努めているが、一部において書類等の不備により管理ができていないところも見られるので速やかな改善を求める。

ウ 使用料については、収入があつてから、そのまま課内の金庫等に保管してある課等が見られた。事故等を未然に防ぐためにも速やかに収入処理を行うこと。

エ 契約事務関係については、概ね適正な事務処理が行われている。今後とも、その他関係する事務処理も含め、各課等でチェック体制の構築を図ること。

オ 予算執行については、概ね適正に執行されている。今後とも適正な予算・事業計画等を念頭に、早めの予算執行に努められたい。

カ 軽微な事務処理の指摘事項は、その都度改善を求めているが、毎回同様の指摘事項については、チェック機能の不足があると思われる。課長等を中心に改善策を講じること。

(4) 財産管理等

町有財産管理については、最も安全かつ有利な方法による有効活用を図られたい。貸与及び使用許可等、その運用を図る際は、財産運用終了後の返却時に不利益を生じることがないように貸付先には慎重に決定されたい。

また、行政財産の使用については、申請、許可、使用料納入等までの管理における書類、システム運用等を万全にするとともに確実な確認体制の構築を図ること。

7 結 び

本町の令和元年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の定期監査については、主として財政運営を中心に、事務・事業及び予算執行並びに会計経理について監査し検討を行った。

各会計とも計数に誤りもなく適正に処理されており、概ね良好であると認められた。

その概要については、前述のとおりであるが、監査時に見受けられた軽微な指摘事項については、その都度、課長等及び担当職員に対して改善又は検討を要望したところである。各課の課長等は、最終的なチェック機能を十分に果たすとともに、職員等への各種事務事業の適正な執行を図るための指導に努めていただきたい。

また、改めるべきところは進んで自ら改めるという考えを持ち、町政の運営にあたっていただきたい。

なお、予算執行にあたっては、計画された事業等の迅速な遂行を図ること。

歳入については、自主財源である税や使用料等の確保は第一と考え、国・県の優位な補助金やあらゆる財源確保に積極的に努められたい。

歳出については、無駄な支出がないよう経費節減に努め、最小の経費で最大の効果をあげることを念頭におき、計画的かつ効率的な予算執行に努めるとともに、経費支出の時期を失わないよう十分考慮されたい。

一昨年に発生した職員の不祥事を踏まえた課等の対応については、課長等を中心に改善に努めているが、今年度も初歩的な事務処理ミスによる不祥事が発生していることから、課内等でチェック体制の強化を図り、二度と町民の信頼を失墜させるこのないよう厳しい姿勢で取り組んでいただきたい。

今後とも、本町の発展と住民福祉の向上のため、所期の目的に沿った効果が十分に上げられるよう職員一体となり、最善の努力をされるよう要望する。

令和元年度 定期監査結果報告

1 監査対象

- (1) 令和元年度 一般会計
- (2) 令和元年度 国民健康保険事業勘定特別会計
- (3) 令和元年度 と畜場特別会計
- (4) 令和元年度 介護保険事業勘定特別会計
- (5) 令和元年度 後期高齢者医療特別会計
- (6) 令和元年度 水道事業会計

2 監査期間

令和元年11月7日 ～ 11月14日 (6日間)

3 監査実施要領

監査の執行にあたっては、原則として町条例等に基づいて、備え付けの諸帳簿・伝票及び関係書類を検閲し、関係職員の説明を聴取しながら審査を実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められ、住民の福祉の増進に役立っているか。
- (2) 予算計上及び執行等が適正に行われているか。不経済な支出等が行われていないか。
- (3) 本町の健全な発展を図るために努力が続けられているか。
- (4) 組織運営並びに事務の合理化に努めているか。

4 監査結果

原則として、令和元年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の上半期(4月から9月)における状況について監査を行った。なお、関連する事項等があった場合は、前年度についても監査を行った。

監査の結果は総体的で言うと、各会計とも計数は誤りもなく、概ね計画的かつ効率的に執行されていると認める。

事務処理については、初歩的な確認ミス等により事業が執行されていない事案があり、関係する住民・団体等に多大な不便をかけたところである。

このことについては、課内等でのチェック体制が不十分であることから発生したものである。今後、事務処理について適正に執行されるよう体制の検証及び見直し等を行い、このような事案が発生しないよう十分留意されたい。

また、結果報告については、十分認識され、今後とも事務事業には積極的に取り組まれることを期待する。

5 監査結果概要

令和元年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の9月末現在における収支状況は次表のとおりである。関係帳簿・証拠書類等と照合の結果、何ら違算なく、計数は正確であると確認した。

令和元年度予算の収支状況（9月末現在） （単位：千円）

会 計	予算額	歳入 (収入額)	歳出 (支出額)	差 引
一般会計	6,691,072	2,961,147	2,458,154	502,993
(繰越明許費)	466,613	144,934	290,054	△ 145,120
一般会計 小計	7,157,685	3,106,081	2,748,208	357,873
国民健康保険特別会計	1,231,783	477,713	433,167	44,546
と畜場特別会計	4,084	3,653	1,870	1,783
介護保険特別会計	1,216,723	465,375	447,892	17,483
後期高齢者医療特別会計	140,374	38,166	47,986	△ 9,820
特別会計 小計	2,592,964	984,907	930,915	53,992
水道事業会計(収益的収支)	281,382	102,070	64,331	37,739
合 計	10,032,031	4,193,058	3,743,454	449,604

9月末現在における各会計の収支状況を見ると、一般会計については繰越明許費で歳入が歳出を上回っているが、これについては、歳入金が年度末の収入となる見込みである。

特別会計については、国民健康保険・と畜場・介護保険特別会計は歳入が歳出を上回っており収支状況は概ね良好である。後期高齢者医療特別会計は年度末に繰入金等の収入が見込まれている。

6 個別意見

(1) 上半期予算執行状況（4月から9月）

歳入の主な予算執行率については、町税全体で62.7%であり、町民税50.1%、固定資産税68.8%、軽自動車税92.4%、町たばこ税57.5%である。

また、地方特例交付金100.0%、繰越金100.2%、地方交付税71.7%、

地方消費税交付金63.6%の収入率となっており、歳入全体で44.3%（前年度44.1%）と微増となっている。

なお、国県支出基金・繰入金及び町債が低率であるが、建設事業に係る収入並びに財源調整が下半期となることによるものである。

歳出については、執行率（支出負担行為率）は全体で49.4%（前年度49.4%）であり、総務費56.9%、衛生費68.0%、農林水産業費55.2%、教育費58.3%と概ね順調に執行されている。

工事関係の執行率は、30.2%（前年度40.3%）で前年同期より減少している。大規模な河川工事・道路改良舗装工事、小中学校の空調設備新設工事など前年度繰越の工事、また、建設業者の倒産による工事等不履行に伴い、繰越した工事も数件あったことから、当初上半期に計画していた現年度工事については下半期に発注となったことが原因である。

工事関係については、本町の重要な産業の一つである建設業の活性化を促すうえでも、計画的かつ適切な発注に努めていただきたい。

また、備品購入（一般・学校等）状況については、執行率88.2%（前年度18.8%）となっており、前年度を大きく上回っていることから、各課等においても早期発注に努めていることが見受けられる。

今後も備品等の有効活用の観点から適正な執行に努められ、備品管理においては、システムの有効活用を行い正確な管理を望むものである。

（２）前年度滞納繰越金対策

滞納繰越額の収入状況は下表のとおりである。

項 目	滞納繰越調停額	収入済額	収入率	前年度収入率
町 民 税 （ 個 人 ）	9,489,653	1,373,829	14.5	16.2
町 民 税 （ 法 人 ）	976,900	175,000	17.9	4.7
固 定 資 産 税	33,651,603	2,838,165	8.4	8.4
軽 自 動 車 税	2,707,900	299,800	11.1	10.6
小 計	46,826,056	4,686,794	10.0	9.9
公 営 住 宅 使 用 料	24,010,605	1,673,300	6.8	6.5
公 営 住 宅 駐 車 場 使 用 料	373,140	8,800	2.4	6.5
町 有 地 貸 付 金	3,178,000	0	0.0	0.0
国 民 健 康 保 険 税	47,397,837	8,149,903	17.2	17.1
介 護 保 険 料	4,717,469	134,060	2.8	7.5
後 期 高 齢 者 医 療 費 保 険 料	275,607	164,207	59.6	17.1
上 水 道 使 用 料	19,694,673	11,250,973	57.1	37.0
合 計	146,473,387	26,068,037	17.8	14.2

昨年、一昨年と度重なる台風等の自然災害により、さとうきび及びでん粉用甘藷の基幹作物の単収低迷が継続している。このことは、農家にとって不作による所得減少、生産意欲の低下など厳しい状況となっている。また、関連する産業等にも影響しており、町全体の活性化の減退となっている。

徴収状況についても前述の影響から順調に進まないところである。関係各課においては、広報活動や夜間納税相談及び訪問徴収等により地道な努力を努めていることは理解する。

滞納繰越額収入率は17.8%（前年度14.2%）と若干上向きではあるが継続して努力が必要である。今期の基幹作物（さとうきび・でん粉用甘藷）については、現在のところ特に大きな被害もないことから収入率の向上に期待するところである。

特に町税については、税務課（管理収納係）が中心となり徴収事務及び滞納整理業務の効率化を図り、税負担の公平性の維持と町の財源確保のために収入未済額の縮小に努められたい。

また、町税以外の諸収入金（住宅使用料等）の滞納額も増加傾向にあり、収納体制を強化するとともに滞納者に対して適切な指導・措置に努め、収入率向上に取り組んでいただきたい。

今後も「滞納金徴収対策本部」を中心に、各課等連携を密にし、なお一層の改善に向けた努力を望むものである。

（3）会計事務処理等

ア 町における調達は、その財源が税金によって賄われることをものであるため、より良いもの、より安いものを調達しなければならない。地方自治法の契約方法では、競争性、透明性、経済性等を原則として掲げていることから、例外的に認められている随意契約については安易に行わないよう適正な取り扱いに努められたい。

イ 切手等金券については、受払簿に月毎の集計・検印を行い適切な管理に努めているが、一部において書類等の不備により管理ができていないところも見られるので速やかな改善を求める。

ウ 使用料については、収入があってから、そのまま課内の金庫等に保管してある課等が見られた。事故等を未然に防ぐためにも速やかに収入処理を行うこと。

エ 契約事務関係については、概ね適正な事務処理が行われている。今後とも、その他関係する事務処理も含め、各課等でチェック体制の構築を図ること。

オ 予算執行については、概ね適正に執行されている。今後とも適正な予算・事業計画等を念頭に、早めの予算執行に努められたい。

カ 軽微な事務処理の指摘事項は、その都度改善を求めているが、毎回同様の指摘事項については、チェック機能の不足があると思われる。課長等を中心に改善策を講じること。

(4) 財産管理等

町有財産管理については、最も安全かつ有利な方法による有効活用を図られたい。貸与及び使用許可等、その運用を図る際は、財産運用終了後の返却時に不利益を生じることがないように貸付先には慎重に決定されたい。

また、行政財産の使用については、申請、許可、使用料納入等までの管理における書類、システム運用等を万全にするとともに確実な確認体制の構築を図ること。

7 結 び

本町の令和元年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の定期監査については、主として財政運営を中心に、事務・事業及び予算執行並びに会計経理について監査し検討を行った。

各会計とも計数に誤りもなく適正に処理されており、概ね良好であると認められた。

その概要については、前述のとおりであるが、監査時に見受けられた軽微な指摘事項については、その都度、課長等及び担当職員に対して改善又は検討を要望したところである。各課の課長等は、最終的なチェック機能を十分に果たすとともに、職員等への各種事務事業の適正な執行を図るための指導に努めていただきたい。

また、改めるべきところは進んで自ら改めるという考えを持ち、町政の運営にあたっていただきたい。

なお、予算執行にあたっては、計画された事業等の迅速な遂行を図ること。

歳入については、自主財源である税や使用料等の確保は第一と考え、国・県の優位な補助金やあらゆる財源確保に積極的に努められたい。

歳出については、無駄な支出がないよう経費節減に努め、最小の経費で最大の効果をあげることを念頭におき、計画的かつ効率的な予算執行に努めるとともに、経費支出の時期を失わないよう十分考慮されたい。

一昨年に発生した職員の不祥事を踏まえた課等の対応については、課長等を中心に改善に努めているが、今年度も初歩的な事務処理ミスによる不祥事が発生していることから、課内等でチェック体制の強化を図り、二度と町民の信頼を失墜させるこのないよう厳しい姿勢で取り組んでいただきたい。

今後とも、本町の発展と住民福祉の向上のため、所期の目的に沿った効果が十分に上げられるよう職員一体となり、最善の努力をされるよう要望する。